

2009JAF 東北ジムカーナ選手権第6戦

JMRC オールスター選抜

2009JMRC 南東北ジムカーナシリーズ第6戦

特別規則書

第1条 競技会の定義および組織

2009年 JAF 東北ジムカーナ選手権第6戦は日本自動車連盟(JAF)公認のもと、国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則及びその付則、JAF 国内競技規則及びその付則、2009年日本ジムカーナ・ダートトライアル選手権規定、スピード行事競技開催規定、そして本競技会の特別規則書に従い準国内格式競技として開催される。

第2条 競技会の名称

2009年 JAF 東北ジムカーナ選手権第6戦

JMRC オールスター選抜

2009年 JMRC 南東北ジムカーナシリーズ第6戦

第3条 競技種目

ジムカーナ

第4条 競技会の格式

JAF 公認準国内競技

第5条 開催日程

2009年8月23日(日)

第6条 競技会開催場所

メーハイランドSSパークサーキットターマックコース

コース公認番号2008-II-0701

福島県二本松市五月町一丁目225-2

tel 0242-22-5465 fax 0242-22-5466

第7条 オーガナイザー

1、エスアイエフ(SiF)

960-2261 福島県福島市町庭坂字富山78-3

tel 024-591-3817 fax 024-591-3817

2、会津スポーツカークラブ(AIZU-SCC)

969-6251 福島県大沼郡会津美里町永井野字岩ノ神2136

tel 0242-54-2611 fax 0242-54-4637

第8条 組織委員会

組織委員長 須田行雄

組織委員 積田高治

第9条 競技会審査委員会

審査委員長 菅野 昭雄

審査委員 大竹 幹也

第10条 競技役員

競技長 積田 高治

副競技長 星 盛政

コース委員長 須田 行雄

計時委員長 斎藤 庄司

技術委員長 渡部 修治

救急委員長 斎藤 良徳

パドック委員長 清野 岳

医師団長 斎藤 秀一

事務局長 相田 佳浩

第11条 参加申込及び参加料

1) 申込先

会津スポーツカークラブ(AIZU-SCC)

〒969-6251 福島県大沼郡会津美里町永井野字岩ノ神2136

(株)積田モーター商会内 大会事務局 積田高治 迄

tel 0242-54-2611 fax 0242-54-4637 mail mandy.tsumita@nifty.com

2) 参加受付期間:8月1日(土)~8月17日(月)必着

3) 提出書類

所定の参加申込用紙、改造申告書に必要事項を記入し署名捺印し以下の参加料を添えて期間内に申し込むこと。

4) 参加料(現金書留・銀行口座振込み)

JAF 地方選手権クラス ¥13,000円(昼食付)

JMRC 南東北シリーズクラス ¥12,000円(昼食付)

クローズドクラス ¥9,000円(昼食付)

5) 銀行振込先

東邦銀行 滝沢支店 普通口座 277335 サイトウヨシノリ

第12条 サービス員、サービスカー

1) サービス員の登録は不要。施設入場料は別途。

2) サービスカーの登録は参加車両1台に1台までとする。

3) サービスカーの登録料:1台 ¥2,000-(1BOXまで)

4) 登録したサービスカーはパドック内のオーガナイザーが指定した駐車スペースに置くこと。登録以外の積載車(無料)は専用駐車場に駐車すること。

第13条 タイムスケジュール

ゲートオープン 7:00

参加確認受付 7:15 ~ 7:45

公式車両検査 7:30 ~ 8:15

開会式/ドライバーズブリーフィング 8:30 ~ 8:45

慣熟歩行 8:50 ~ 9:40

第1ヒート開始 9:50 ~

慣熟歩行 1ヒート終了後

第2ヒート開始 慣熟歩行終了後

表彰式 正式結果発表後

第14条 その他の事項

1) 公式通知掲示板:タワー横

2) ドライバーズブリーフィング:2Fブリーフィング室

第15条 競技の参加制限

1)最大参加台数は原則として制限しない。

第16条 参加車両・選手権部門及びクラス区分

2009年度 JAF 国内競技車両規則に合致した車両で2009年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第11条及び第12条に従う。

1) 地方選手権クラス:N1~N4、SA1~SA3、SC、D

2) JMRC 南東北シリーズクラス:B1(1000cc以下の車両)、B2(1001cc以上の前輪駆動車両)、B3(1001cc以上の後輪駆動車両)、B4(1001cc以上の四輪駆動車)、P(2009年 JMRC 南東北シリーズの P 車両)、CD、CL

第17条 参加資格

2009年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第13条に従う。

第18条 車両変更

2009年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第25条に従う。

第19条 信号合図

2009年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第29条に従う。

第20条 順位の設定

2009年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第30条に従う。

第21条 競技会の成立、延期、中止、短縮

2009年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第31条に従う。

第22条 参加受理

1)参加受理の通知はeメールへ送付します。メールアドレスの記入無き場合は通知を行わない。また、不受理、不成立の場合は電話にてその旨通知する。

2)組織委員会は国内競技規則4-19に従い参加申込者に対し理由を示すことなく参加を拒否した場合は速やかにその理由を付して JAF に報告しなければならぬ。この場合の参加料は返金される。尚、正式受理後の参加料はオーガナイザー

の都合で競技会を中止した場合を除き返金されない。

第23条 参加者に対する指示及び公示

1) 競技会審査委員会は国内競技規則4-9及び10-10に従って公式通知をもって参加者に指示を与えることができる。

2) 当該競技会に関する公示 JAF が行う指示事項及び暫定結果を含む競技結果成績は公式通知掲示板に公示される。

3) 競技会審査委員会および組織委員会の決定事項、公示、あるいは参加者に関する特別事項も書面をもって参加者に伝達される。

第24条 車両検査

1) 競技会技術委員長は公式車両検査を実施する。また、公式車両検査に車両を提示することは当該車両が全ての規則に適合し参加申告したものとみなされる。

2) 参加者は出走可能な状態で特別規則書又公式通知に示されるタイムスケジュールに従い指定の場所で公式車両検査を受けなければならない。公式車両検査で不合格の場合、公式車両検査を受けない場合、または技術委員長の修正指示に従わない場合は当該競技に参加できない。

3) 全ての参加者は公式車両検査と同時にスピード行事競技開催規定に従った服装、装備、備品について検査を受けること。

4) ゼッケンは公式車両検査前までに車両の左右に貼付すること。競技期間中に競技役員からゼッケンに付いての修正指示出た場合はこれに従うこと。

5) 競技会技術委員長は車両の改造等が不適当と判断した箇所について修正を求めることができる。修正を命じられた車両は修正の後再度車両検査を受けなければならない。

6) 競技会技術委員長は競技期間中いつでも参加車両およびドライバーの参加資格について検査することができる。

7) 競技会審査委員会の承認のもと競技会技術委員長は競技終了後上位入賞車両に対し最終車両検査を実施する。当該検査の対象となった参加者はその指示に従うこと。

8) 競技会技術委員長が行う検査および再車両検査の分解及び組付けに必要な工具、部品、必要経費は全て参加者の負担とする。万一当該検査を不受の場合または検査の結果不合格の場合は審査委員会の裁定により失格となる場合がある。

9) 参加者は技術委員の求めがあれば各自の参加車両が車両規定に適合している旨を証明するため車両規定に定める証明資料等を提示し証明しなければならない。

10) 競技車両は公式車両検査終了後から正式結果発表までの間は指定駐車待機場所で保管されるものとし、車両保管解除もしくは正式結果の発表があるまではオーガナイザーの管理下に置かれる。

第25条 競技コース

競技コースは競技会審査委員会に承認された公式通知にて公示されたコースに

て行う。

第26条 ドライバースプリーフィング

2009年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第26条に従う。

第27条 慣熟歩行

2009年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第28条に従う。

第28条 スタート

1) スタートは原則としてゼッケン順に行う。

2) スタートはスタート位置よりエンジンを始動した状態でスタートするランニングスタートとする。

第29条 リタイヤ

リタイヤ後の車両の処置については競技役員の指示を仰ぐこと。

第30条 一般安全規定

2009年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第32条に従う。

1) パドック内において行う行動、作業等は十分安全に留意し自己責任に置いて行うこと。

第31条 競技運転者の装備

1) 競技中の服装はレーシングスーツ、レーシングシューズ、レーシンググローブの着用を強く推奨する。

2) 競技中のヘルメットは JAF スピード行事競技用ヘルメットに関する指導要項に合致するものの着用を義務付ける。

第32条 計時

スピード行事開催規定第14条に従う。

光電管を使用する。バックアップとして自動計測器またはストップウォッチを使用する。

第33条 失格規定

次の項目に該当する場合は競技会審査委員会裁定により失格となる場合がある。

1) 競技役員の重要な支持に従わなかった場合。

2) 不正行為を行なった者。

3) コースアウト等で他人、施設などに重大な損害を与えた場合。

4) 車両保管中、申告なしに競技車両を持ち出したり修理した場合。

第34条 章典

各クラス1位～3位: JAFメダル 各クラス1位～6位: 盾、副賞

第35条 章典の制限

5台以下: 2位、5台～7台: 3位、8台～9台: 4位、10台～11台: 5位

12台以上: 6位。

第36条 遵守事項

2009年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第33条に従う。

1) 全ての参加者は明朗かつ公正に行動し放言を慎みスポーツマンシップに則

りマナーを保たねなければならない。

2) 競技中または競技に関する業務に就いているときには薬品等によって精神状態偽ったり飲酒してはならない。

3) オーガナイザーや大会後援者・競技役員・競技会審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。

4) 全ての競技運転者は競技会に有効な保険に加入することを強く推奨する。

5) 競技ドライバーは全員表彰式へ出席すること。

第37条 損害の補償

1) 参加者、競技運転者は参加車両及び付属品の損害、盗難、紛失等の損害及び会場の設備、器物を損壊させた場合の保証など理由の如何にかかわらず各自が責任を負わなければならない。

2) 参加者、競技運転者、サービス員、ゲストはJAF及びオーガナイザー、大会役員、競技役員、大会雇用人が一切の損害賠償責任を免除されていることを承認しなければならない。大会役員、競技役員がその任務遂行に起因するものであっても参加者、競技運転者、サービス員、ゲスト、観客、大会関係者の負傷、死亡、車両損害に対して一切の責任を負わないものとする。

第38条 本規則の解釈

競技会中に本規則及び競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は競技会審査委員会が決定する。

第39条 本規則の施行並びに記載されていない事項

1) 本規則は本協議会に適用されるもので参加受付と同時に有効となる。

2) 本規則に記載されていない事項についてはJAF国内競技規則とその付、及びFIA国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠する。

3) 本規則発行後JAFにおいて決定され公示された事項は全ての規則に優先する。

大会組織委員会